

意見書案第 1 号

農協改革に関する意見書

新城市議会会議規則（平成 17 年新城市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、この意見書を別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 13 日提出

提出者 新城市議会議員 柴田 賢治郎

” 鈴木 達雄

” 中西 宏彰

賛成者 新城市議会議員 鈴木 長良

” 小野田 直美

” 下江 洋行

理 由

この案を提出するのは、国が促進する農協改革に対し、主権者たる組合員の判断に基づき改革が促進されるよう国へ要望する必要があるからである。

農協改革に関する意見書

管内市町村の農業は、緑に囲まれ豊かな水資源の自然環境の下、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、組合員、地域住民に新鮮な食料や良好な景観等を提供してきた。

この中で、ＪＡ愛知東は、農畜産物の販売や営農指導をはじめ、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定化と地域農業振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、組合員をはじめ地域の人々の生活を支える事業を展開し、市民の生活基盤としても、非常に、重要な役割を果たしてきている。

特に、新城市は、担い手農家の減少と農家と非農家の混住化が進む地域であり、過疎化や高齢化が極度に進んだ集落を多く有する中山間地域にある。ＪＡでは、新規就農者の誘導・育成、農業塾の開設、鳥獣害対策、移動金融店舗、移動購買車、地域住民への金融サービスなどの取り組みや活動を積極的に展開している。

このような中、政府は、平成３１年５月までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始めとする、農協改革集中推進期間中の改革を促している。

また、平成２８年４月１日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後５年を経過する２０２１年３月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとしている。

一方、ＪＡグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、ＪＡの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところであるが、今後進められる信用事業の分離誘導や、准組合員利用規制の導入などの内容によっては、ＪＡの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障をきたすことが懸念される。

そもそも、ＪＡは組合員の民主的な協同組織である。ＪＡのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれる。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任をもって対応されるよう強く要望する。

記

- 1 信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、ＪＡの主権者たる組合員の判断に基づくものとする。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２６日

愛知県 新城市議会

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊 達 忠 一 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

農林水産大臣 吉 川 貴 盛 様

内閣府特命担当大臣 茂木敏充 様